所得税・住民税申告の障害者控除（要介護認定を受けている方）

要介護認定を受けている方で、利根町障害者控除対象者の認定基準に該当する方は、障害者手帳の交付を受けていなくても、所得税・住民税申告の際、障害者控除対象者として所得から一定の控除を受けることができます。

なお、昨年「障害者控除対象者認定書」を交付されている方で、要介護度に変更のない方については、昨年交付された認定書の有効期限内であれば、そのまま使用することができます。

障害者控除対象者認定書について

▼申請対象者

基準日（令和7年12月31日）において次の要件を満たす方

①利根町に住民票がある65歳以上の方

②要介護1から要介護5までの認定を受けている方

※昨年以前に町が交付した認定書をお持ちの方で、基準日において要介護度が変更になった場合は再度申請が必要です。

▼申請手続き

福祉課窓口にある申請書に記入して提出してください。（家族代理申請可）

▼認定書の交付について

後日、申請者へ郵送します。

※「障害者手帳」の交付を受けている方は「障害者手帳」を提示することで障害者控除を受けることができますので申請の必要はありません。

▼利根町障害者控除対象者認定基準

障害者に準ずる者に該当

①要介護1および2の方で直近の要介護認定資料にて障害者自立度Aランク以上、または認知症自立度Ⅱランク以上の方

②要介護3の方で特別障害者の区分に該当しない方

特別障害者に準ずる者に該当

①要介護3の方で直近の要介護認定資料にて障害者自立度Bランク以上または認知症自立度Ⅲランク以上の方

②要介護4または5の方

③①、②の規定に関わらずおおむね6カ月以上臥床し、食事および排せつなどの日常生活に支障のある寝たきり高齢者（当該事項が記載された主治医の証明が必要）

おむつ代の医療費控除について

おむつ代について「医療費控除」を受ける場合、町が交付する『主治医意見書を確認した書類』と、『おむつ代の領収書』が必要です。なお、おむつ代の申告が1年目か2年目以降かで、対象となる主治医意見書が変わります。『主治医意見書を確認した書類』の交付には申請が必要です。

▼必要となる主治医意見書

①1年目の方

おむつを使用したその年に受けていた要介護認定、および当該認定を含む複数の要介護認定の有効期間（おむつを使用したその年以降のものに限る）の合計が6カ月以上（有効期間が連続しているものに限る）となるものの審査にあたり作成されたもの。

②2年目以降の方

おむつを使用したその年に作成されたもの。

※おむつを使用したその年に主治医意見書が作成されていない場合は、その年に現に受けていた要介護認定（有効期間が13カ月以上のものに限る）の審査にあたり作成されたもの。

▼「主治医意見書の内容を確認した書類」の交付要件

主治医意見書において次のすべてのことが確認できること。

・「障害自立度」がBランク以上に該当していること

・「失禁への対応」としてカテーテルを使用していること、もしくは尿失禁が「現在あるかまたは今後発生の可能性が高い状態」であること

※要介護認定を受けていない場合や、主治医意見書にて前述の確認ができない場合は、町では「主治医意見書の内容を確認した書類」を交付できませんので、医療機関より「おむつ使用証明書」の交付を受けてください。「おむつ使用証明書」の様式は福祉課の窓口で交付しています。

▼申請手続き

役場福祉課に申請書を提出してください。（申請書は窓口にあります。家族代理申請可）

▼問い合わせ　福祉課　高齢介護係

☎68-2211（内線127）

20歳になったら国民年金！

20歳以上60歳未満の方は、国民年金に、加入することが義務づけられています。20歳の誕生日からおおむね2週間以内に、日本年金機構から国民年金に加入したことをお知らせする通知や基礎年金番号通知書、納付書などが届きますので、忘れずにご確認ください。

▼国民年金のポイント

・将来の大きな支えになります！

加入者は、毎月一定の保険料を納める決まりとなっています。国民年金は国の制度のもと運営されているため安定しており、受給開始後は生涯にわたって給付されます。

・老後のためだけのものではありません！

国民年金には、一定の年齢を迎えたときに支給される「老齢年金」のほか、病気やケガで障がいが残ったときに受け取れる「障害年金」、加入者が死亡した場合にその加入者により生計を維持されていた遺族が受け取れる「遺族年金」があります。

※障害年金や遺族年金には、一定の受給要件があります。

▼保険料免除制度と納付猶予制度

国民年金保険料を納めることが経済的に困難な方は、保険年金課で免除や納付猶予の手続きができます。保険料を滞納したままにすると、将来受け取る年金額に影響するだけでなく、各種年金が請求できない場合や、ご自身やご家族の財産が差し押さえになる場合がありますので、未納のままにせず一度ご相談ください。

	申請できる方	所得審査の対象者	所得審査の対象年度	老齢年金額への反映	障害・遺族年金の申請
全額免除	20歳以上60歳未満	本人 世帯主 配偶者	申請年度の前年分（1～6月の申請は前々年分）	反映される	申請できる
一部免除					
納付猶予	20歳以上50歳未満	本人 配偶者		反映されない	
学生納付特例		本人	申請年度の前年分（1～3月の申請は前々年分）		
未納					申請できない

▼問い合わせ

・土浦年金事務所　国民年金課（土浦市小松1-3-33）

☎029-825-1170

自動音声に従って【2】のあとに【2】を押してください。

・保険年金課　医療年金係

☎68-2211（内線176）

「介護マーク」をご活用ください

認知症の方の介護は、周囲の方から見ると介護していることが分かりにくいため、誤解や偏見を持たれることがあります。そこで、介護中であることを周囲の方に理解していただくために、「介護マーク」を作成し、配付しております。

介護の際は、このマークをご活用ください。

介護マークは、役場福祉課で配付しています。

※認知症の方の介護に限らず活用いただけます。

▼問い合わせ　福祉課　高齢介護係

☎68-2211（内線124）

休日・夜間の受診が必要なとき

取手北相馬休日夜間診療所（内科・外科）

取手市野々井1926番地

（取手北相馬保健医療センター医師会病院内）

☎0297－78－6111

※必ず事前に医療機関に電話をしてください。

診療時間　土曜日：17時～翌朝9時

日曜日、祝日・年末年始：9時～翌9時

受診を迷ったり・誰かに相談したいとき

茨城　おとな救急電話相談　プッシュ回線の固定電話、携帯電話から　短縮ダイヤル #7119

茨城　こども救急電話相談　プッシュ回線の固定電話、携帯電話から　短縮ダイヤル #8000

または 050-5445-2856

24時間 年中無休

相談は無料です。ただし通話料は利用者負担となります。